

第7 公害防止に関する協定

遠浅で海水浴、沿岸漁業に利用されていた衣ヶ浦は、昭和32年に国の重要港湾に指定され、埋め立てられ臨海工業地帯となりました。本市側では2、4、6、8号地として造成整備され、工業専用地域として機械金属加工、自動車関連、鋳造等の企業が立地、稼働しています。

本市では、臨海工業地帯に進出する企業に対し、公害の未然防止のため地域の自然的、社会的条件や事業活動の実態に即し、県民の生活環境の保全等に関する条例、碧南市公害防止指導基準に基づいて、「公害防止に関する協定」（以下「公害防止協定」という。）を締結し、生活環境の保全に努めています。

公害防止協定締結事業所には、大気、水質、騒音等の測定及び結果の報告を義務付けております。本市が実施した立ち入り調査及び各事業所の測定報告によると、ほぼ良好な状況でした。今後も臨海に進出する企業と公害防止協定を締結し、環境の保全と公害の未然防止に努めます。

1 業種別・臨海号地別公害防止協定締結状況 平成29年3月31日現在

業 種	2号地	4号地	6号地	8号地	合 計
建設業	1	2	4	1	8
総合工事業	1	1	4	1	7
その他		1			1
製造業	4	27	36	18	85
食料品製造業		3			3
プラスチック製品製造業	1	1	2	1	5
窯業・土石製品製造業	1	3	4	4	12
鉄鋼業		4	8	1	13
非鉄金属製造業		1	5		6
金属製品製造業	1	5	1	2	9
はん用機械器具製造業			2	1	3
生産用機械器具製造業		4	5	1	10
輸送機械器具製造業	1	4	5	3	13
その他		2	4	5	11
運輸業・郵便業		6	5	3	13
道路貨物運送業		4	5	3	11
運輸に付帯するサービス業		2			2
卸売・小売業、飲食店	1	7	4	5	17
飲食良品卸売業		3			3
建築材料、鉱物、金属材料卸売業	1	3	3	4	11
その他		1	1	1	3
サービス業（他に分類されないもの）	1	4	2		7
廃棄物処理業	1	1	2		4
その他		3			3
その他	※ 1	3			4
合 計	8	49	51	27	135

<注> 業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）に基づく。

※ 2号地地先の（一財）衣浦港ポートアイランド